

住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業申請書

予算を有効に使う為に、申請は施工を確実にを行う方のみとしてください。
提出前にご確認ください。

宮クーポン事業募集要項に基づく交付対象者の募集について、下記記載内容に同意して申請します。			チェック
共通 （一般・子育て・三世代）	(1)	申請者が、富士宮市内に所有(同居の家族含む)かつ居住(転居予定を含む)している住宅の工事です。	
	(2)	申請者本人は、完了報告時点でリフォームする住所に住民登録があり、市税の滞納がありません。また、同一世帯による重複申請ではありません。	
	(3)	過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームです。 ※ ただし、三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします。	
	(4)	2022年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事です。(消費税及び地方消費税含む) ※ 対象となるリフォーム工事は別表1を参照。	
	(5)	富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工です。 ※ 出先、営業店等の場合は対象となりません。※元請け施工業者が必ず上記条件に合致すること。	
子育てのみ	(6)	申請者本人の同一世帯に未就学児童(2016年4月2日以降に生まれた児童)がいる、または妊婦がいます。	
三世代のみ	(7)	親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居(二世帯住宅、敷地内同居可)するためのリフォームです。 ※ 住民票の異動をもって同居開始日と判断します。(住民票異動のない引越は対象外です) ※ 過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。	
	(8)	三世代同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続きます。	
共通	(9)	要件のどれか一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意します。	
	(10)	当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用した場合、重複部分は補助の対象となりません。	

申請日	令和4年 月 日	工事着工予定日	月 日 頃	
申請額	申請額については、応募要項の交付金額を確認し、該当に○印を記入ください。 一般：10万円 ・ 子育て：15万円 ・ 三世代同居：20万円			
工事総額(見積書)	円			
申請者	住所	〒 富士宮市		別紙、別表1より対象工事番号を記入
	リフォームする住所	同上	リフォーム後、転居する場合 → 富士宮市 転居予定日 (年 月)	
	昼間連絡のとれる電話番号	電話	窓口に来た人 氏名・続柄・昼間連絡のとれる電話番号	
	氏名	カガナ	(印)	

会議所 使用欄	確認印	過去確認	申請番号
------------	-----	------	------